

## 留置施設視察委員会に関する規則

平成19年4月25日  
宮城県公安委員会規則第9号

留置施設視察委員会に関する規則を次のとおり定める。

### 留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項に基づく宮城県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供のほか、留置施設視察委員会条例（平成19年宮城県条例第7号）第7条の規定に基づく委員会の運営及び委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後、最初の委員会の会議において、留置施設の運営の状況を把握するために必要な次に掲げる事項を記載した書面を提供するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は撰取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具及び留置保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 署長は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 総務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 委員会の庶務を総務部留置管理課に置き、会議録等を調製し保存するものとする。

(委員の再任制限)

第5条 委員は、3回に限り再任されることができる。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則（平成26年3月14日公安委員会規則第1号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。